

敦賀市若者の交流の場創出支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、敦賀市若者の交流の場創出支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、敦賀市補助金等交付規則（昭和57年敦賀市規則第5号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、若者に交流の場を提供する事業を支援することを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、市内に住所を有する団体又は市内に居住し若しくは勤務する者を主たる構成員とする団体等（以下「補助事業者」という。）とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものを除く。

- (1) 公序良俗に反する活動を行うもの
- (2) その他市長が不相当と認めるもの
- (3) 敦賀市税を滞納しているもの

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、若者を対象に交流の場を創出するイベント等で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 参加者が20歳から29歳であるもの
 - (2) 参加者が6名以上であるもの
 - (3) 参加者を広く募集し、補助事業者の構成員に限定しないもの
 - (4) 参加者の半数以上が市内に在住又は勤務するもの。ただし、やむを得ない理由があると市長が認める場合は、この限りではない。
 - (5) 市内で補助事業を実施するもの。ただし、やむを得ない理由があると市長が認める場合は、この限りではない。
 - (6) 補助金を申請する年度の3月31日までに事業を完了するもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金を交付しない。
- (1) 同一会計年度において、国又は地方公共団体等による同様の補助制度を利用している場合
 - (2) 同一会計年度において、補助対象者がこの補助金を利用している場合
 - (3) 特定の商品の販売、販売の斡旋、補助事業以外の業務への勧誘等、補助事業の主旨を逸脱する活動を行う場合
 - (4) 事業の目的が、宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする場合
 - (5) 事業の目的が、政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする場合
 - (6) 事業の目的が、特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする場合

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助対象経費は、別表に定める補助事業の遂行に必要な経費とする。ただし、次に掲げる

経費は、補助の対象としないものとする。

- (1) 消費税及び地方消費税相当額
 - (2) 本事業として適当とは認められない費用
- 2 補助金の額は、補助対象経費の総額から参加費その他収入を控除した額を予算の範囲内で交付する。ただし、1の事業につき200千円を限度とし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 事業計画書（別紙1）
 - (2) 収支予算書（別紙2）
 - (3) 誓約書（別紙3）
 - (4) 直近の市税納税証明書（市税に係る滞納がない旨の証明書）
 - (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）を申請者に送付するものとする。

- 2 市長は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。
- 3 市長は、交付決定後、事情の変更等が生じた場合、既に執行した部分を除き、交付決定の内容及びこれに付した条件を変更することができる。

(補助事業の変更等)

第8条 補助事業者は、補助金の交付決定後に事業内容の変更等があった場合は、速やかに補助金交付変更承認申請書（様式第3号）により市長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号に定める変更については、この限りではない。

- (1) 事業実施に必要な経費を増加又は減少させる場合において、当該経費の総事業費に占める割合が20パーセント以内の変更である場合
 - (2) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合
 - (3) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合
- 2 市長は、前項の変更承認申請があったときは、その内容について精査し、承認すべきものと認められる場合においては、補助金交付変更承認通知書（様式第4号）を補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに実績報告書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の実績報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 事業報告書（別紙3）
 - (2) 収支決算書（別紙4）
 - (3) その他事業実施が確認できる資料（宣伝チラシ、イベント実施時の写真、提供した飲食物の

写真等)

(補助金の額の確定等)

第10条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合において、その内容を精査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

2 市長は、補助金の額を確定したときは、補助金確定通知書(様式第6号)により、速やかにその額を補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 前条の規定に基づき、額の確定を受けた補助事業者が、補助金の交付を受けようとするときは、交付請求書(様式第7号)に交付決定通知書(変更があった場合は、変更承認通知書を含む)の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は前項の規定により適正な交付請求を受けたときは、30日以内に補助金を補助事業者へ交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又はこれらに基づく市長の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後に事情の変更が生じた場合
- (5) 補助事業者が、別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合
- (6) 補助事業者が、誠実に業務を履行する意思がないと認められる場合

2 市長は、事情の変更が生じた場合、この決定若しくはこれに付した条件を変更することができる。

3 前2項の規定により補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消したときは、補助金取消通知書(様式第8号)により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の返還)

第13条 市長は、補助金の交付の決定を取消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助事業者へ補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、補助事業者へ交付すべく補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

3 前2項の返還を命ずるときは、補助金返還通知書(様式第6号、様式第8号)により補助事業者へ通知するものとする。

(補助事業の状況調査)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者から補助事業の遂行の状況に関し報告を求め、又は関係職員に調査をさせることができる。

(補助事業の経理等)

第15条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理

と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、市長の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第16条 補助事業者は、別紙に記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならない。なお、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとみなす。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表

敦賀市若者の交流の場創出支援事業費補助金 補助対象経費一覧

区 分	内 容
報償費	スタッフ等の人件費、司会謝礼 等
旅費	外部の司会者等に支払う旅費 等
消耗品費	イベント運営に必要な消耗品費（景品代等を除く。）等
食糧費	イベント参加者に提供する食糧費 等
印刷製本費	広報用チラシ、ポスター等の印刷費 等
広告料	広告宣伝費、SNS 等による情報発信費 等
委託料	広告デザイン等委託料 等
保険料	損害保険料 等
使用料及び賃借料	会場使用料、機器等の借上料 等
その他	その他市長が必要と認めるもの

※使用料及び賃借料については、補助事業者自らの施設等を使用する時は、補助の対象としない。

※司会謝礼については、補助事業者自らがその業務を行う場合は、補助の対象としない。

※食糧費については、参加者1人当たり2,000円までとし、参加者の数を乗じて得た値を上限とする。

※消費税及び地方消費税相当額は補助対象経費に含まれない。

※上記内容は主な事例であること。

暴力団排除に関する誓約事項

当方は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。